平成２５年（フ）第５００７号
大阪市東成区東小橋３丁目14番５―302号
債務者　西崎　麻紀
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７４号
熊本県八代郡氷川町宮原577番地３
債務者　小野　和彦
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月16日午後３時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第８６５号
東京都東村山市久米川町４丁目37番地２ファビュラス101
債務者　吉田　憲一
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１４９号
釧路市興津２丁目１番６号
債務者　吉川なみえ
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第４９０号
静岡県浜松市北区三方原町476番地の１　グランドメゾン北斗201号室、前住所静岡県浜松市北区細江町中川669番地の４
債務者　白井　伸一
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４９８号
静岡県菊川市青葉台２丁目３番地　県営住宅１棟201号
債務者　フルカ　ベラ　ベネガ　カルロス
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４８７６号
大阪市北区扇町２丁目３番１―1206号
債務者　鞍内　隆法
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第５１号
石川県鳳珠郡能登町字崎山３丁目201番地
破産者　山瀬　哲夫
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２５年（フ）第３１号
山口県光市室積２丁目13番１号
破産者　木山　常二
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第１８号
山口県岩国市藤生町２丁目14番64号、破産手続開始決定時の住所山口県岩国市藤生町２丁目３番57号
破産者　松本　浩一
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１３９８号
札幌市東区伏古４条３丁目３番30号
破産者　アクア冷熱株式会社
1　破産債権の届出期間　平成25年11月29日まで
2　一般調査期日　平成26年１月17日午前11時30分
平成25年10月30日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２７２号
名古屋市中村区名駅南１丁目16番28号
破産者　有限会社プライド
1　破産債権の届出期間　平成25年12月２日まで
2　一般調査期日　平成26年１月16日午後２時25分
平成25年10月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３９０１号
大阪府茨木市東奈良２丁目14番４号　フラワーハイツ108号
破産者　讃岐路・讃岐家・味楽こと　西岡トシ子
1　破産債権の届出期間　平成25年12月６日まで
2　一般調査期日　平成26年１月16日午後３時30分
平成25年10月30日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２４年（フ）第３９８９号
大阪府豊中市庄内東町３丁目９番14号
破産者　株式会社ハーヴェストホールディングス
1　破産債権の届出期間　平成25年12月16日まで
2　一般調査期間　平成26年２月18日から平成26年２月28日まで
平成25年10月30日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２５年（フ）第３３６６号
神戸市西区見津が丘１丁目18番地
破産者　東向ファシリティマネジメント合同会社
1　期日　平成25年11月27日午後２時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年10月30日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０８５号
東京都墨田区緑４丁目７番１号
清算株式会社　株式会社プロモスティール
代表清算人　皆木　啓一
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部